

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の火葬につきまして、感染の拡大防止のため、以下のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします

1. 予約と受入について

- ① 予約時に、新型コロナウイルス感染症により亡くなった方の火葬であることを申し出てください。
- ② 火葬場所は、つがる市斎場のみとさせていただきます。
予約時間については、電話予約の際ご確認ください。
- ③ 斎場へのご遺族の来場は、極力最小限をお願いいたします。（火葬中の待合室の利用はご遠慮ください。）また、来場される方は、必ずマスクを付けてくださるようお願いいたします。
他の会葬者（遺族含む）は火葬場の入場を不可といたします。
- ④ 感染が疑われる濃厚接触者及び体調の優れない方の来場はお控えください。
- ⑤ ご遺体は、必ず非透過性納体袋に収容・密閉し、納体袋の表面を消毒し納棺した状態で搬送してください。（国のガイドラインに基づく方法での対応をお願いします。）

2. 火葬・収骨について

- ① 告別室でのお別れの際、棺の顔部分の蓋を開けての拝顔は、斎場職員の指示に従ってください。（非透過性納体袋の種類によります。）
- ② 火葬中は待合室、ロビー等での利用はできませんので、車内での待機あるいは、いったんご帰宅いただくこととなります。
- ③ 火葬後は、通常通りの収骨業務を行います。斎場職員の指示に従ってください。

3. その他

- 斎場職員は、マスク、手袋、ゴーグル等の着用で対応させていただく場合がございますがご了承くださいませようお願いします。

※死亡後24時間以内に火葬をしなければいけないのか…

新型コロナウイルス感染症は、24時間以内の火葬を義務付けられてはいないので、通常通りに葬祭を執り行っても問題ありません。（但し、保健所の判断等によっては、速やかに火葬の指示がでる可能性もあります。）